

〇 鳥獣保護区の存続期間の更新 〇 特定猟具使用禁止区域の指定 【告示】		目次		岡山県公報	
		担当課（室）	発行 岡山県		
					
				目次	
				担当課（室）	

◎岡山県告示第五百六十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、平成二十年岡山県告示第五百十号（鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の変更）及び同年岡山県告示第五百十一号（鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の表示の変更）で告示した次の鳥獣保護区について次のとおり存続期間を更新した。

平成三十年十月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 名称

宇甘溪鳥獣保護区

二 区域

加賀郡吉備中央町下加茂地内において、町道大下線と一般国道四八四号との交点を起点として、同一一般国道を東進して町道下加茂御所線に至り、同町道を東進して町道花折建部線に至り、同町道を東進して町道大藤線に至り、同町道を南進して林道黒ヶ谷線に至り、同林道を南西進して加茂山国有林管理歩道に至り、同管理歩道を南東進して樅木谷里道に至り、同里道を南進して林道樅木線に至り、同林道を南西進して宇甘川に至り、同河川左岸を北西進して市町界に至り、同市町界を北東進して主要地方道高梁御津線に至り、同主要地方道を北東進して町道大下線に至り、同町道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

木倉鳥獣保護区

二 区域

和気郡和気町木倉地区において、渡瀬池堤体東詰を起点として、同堤体を南西進し

て同堤体西詰に至り、稜線を西進して旧佐伯町界に至り、同町界を北東進して字大平一七四五番地と同一七四七番地の境界に至り、同境界を南東進して字大平一七四七番地と字畑ノ段一七九二番地の境界に至り、同境界を南東進して里道に至り、同里道を南進して農道に至り、同農道を南東進して水路に至り、同水路を南東進して町道昼谷線に至り、同町道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部東備地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

酒津鳥獣保護区

二 区域

倉敷市酒津地内において、主要地方道倉敷清音線とＪＲ伯備線との交点（伯備線酒津県道踏切）を起点として、ＪＲ伯備線を北西進して小黒田地内において新池用水路に至り、同用水路を東進して新池に至り、同新池から稜線沿いに山道を南東進して市道祐安三十号線に至り、同市道を南西進して市道祐安三三号線、市道祐安十三号線及び市道十二号線を経由して市道青江三三号線に至り、同市道を経由して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

向山鳥獣保護区

二 区域

倉敷市東町地内において、主要地方道倉敷玉野線と一般県道倉敷飽浦線との交点を起点として、同一般県道を東進して市道二日市有城一号線に至り、同市道を南東進して市道二日市有城二号線に至り、同市道を南進して市道新田天城線に至り、同市道を北西進して主要地方道倉敷玉野線に至り、同主要地方道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

健康の森鳥獣保護区

二 区域

新見市西方、新見市神郷下神代及び新見市哲多町大野にまたがる県が健康の森として整備する区域全域

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部新見地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

神庭の滝自然公園鳥獣保護区

二 区域

真庭市神庭、竹原及び星山地内において、三地区の交点にある神庭の滝を起点として、同所から稜線を東進して竹原三六七の一番地、三六八の一番地及び三六九の一番

地の交点に至り、同交点から稜線を南進して竹原三六三番地、三六七の二番地及び三六九の一番地の交点に至り、同交点から稜線を南西進して竹原三六六番地、三六九の二番地及び三七六の一番地の交点に至り、同交点から稜線を南進して竹原三六六番地、三七六の一番地及び三七九番地の交点に至り、同交点から稜線を南西進して竹原三七六の一番地、三七七番地及び三七九番地の交点に至り、同交点から稜線を南進して林道星山線に至り、同林道を南進して竹原三八七の一番地と三九一の三番地の交点に至り、同交点から稜線を南進して一般県道神庭滝線に至り、同一一般県道を北西進して神庭六四二の二番地と同六四三の五番地、六四三の六番地、六四四の一番地、六四六の一番地及び六四六の四番地の筆界未定地の交点に至り、同交点から稜線を西南進して組との境界に至り、同境界を北西進して星山との境界に至り、同境界を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

櫃ヶ仙鳥獣保護区

二 区域

真庭市仲間、禾津、本庄及び見明戸地内において、櫃ヶ仙山頂を中心に四地区にまたがる日津ヶ仙国有林全域並びに見明戸一六六四の一番地から一六六四の五番地まで、一六六五の一番地、一六六五の二番地、一六六五の四八番地から一六六五の五〇番地まで、一六六五の五二番地から一六六五の五五番地まで、一六六五の五九番地、一六六五の六〇番地、一六六五の一〇三番地から一六六五の一〇五番地まで、一六六五の一〇八番地、一六六五の一一二番地、一三八四の二番地及び一三八四の七九番地並びに本庄一の二番地及び二の一番地の旧湯原町有林の区域

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百六十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成三十年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 名称

邑上橋特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

岡山市東区一日市地内において、一般国道二号備前大橋西詰を起点として、同一般国道を東進して一般県道服部射越線に至り、同一般県道を南進して市道西大寺射越四九号線に至り、同市道を南進して市道西大寺川口二号線に至り、同市道を南進して市道西大寺浜西幸西線に至り、同市道を南進して主要地方道岡山牛窓線永安橋東詰に至り、同主要地方道を北西進して主要地方道西大寺山陽線に至り、同主要地方道を南西進して市道西大寺中七八号線に至り、同市道を北進して市道内ヶ原金岡東町線に至り、同市道を北進して主要地方道飯井宿線に至り、同主要地方道を北進して市道一日市内ヶ原線に至り、同市道を北進して一般国道二号に至り、同一般国道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

四三〇ヘクタール

四 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

乙子特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

岡山市東区西大寺新地内において、一般県道寒河本庄岡山線と永江川左岸との交点を起点として、同河川左岸を南西進して吉井川左岸に至り、同河川左岸を北進して渡場橋東詰に至り、同橋を西進して吉井川堤防に至り、同堤防を北進して一般県道寒河

本庄岡山線に至り、同一般県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

四八ヘクタール

四 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

吉井川加茂川特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

津山市檜地内において、一般国道五三号と市道P〇四九号線の交点を起点として、同市道を南進して市道P〇四五号線に至り、同市道を南西進して市道一〇一九号線に至り、同市道を南進して市道R〇二五号線に至り、同市道を南西進して市道二〇二五号線に至り、同市道を南西進して市道T〇四七号線に至り、同市道を南西進して一般国道一七九号に至り、同一般国道を南東進して市道二〇〇六号線に至り、同市道を南西進して市道T〇八六号線に至り、同市道を西進して一般県道金屋国分寺線に至り、同一般県道を南進して一般県道西吉田川崎線に至り、同一般県道を東進して広戸川西詰堤に至り、同堤を南進して市道T二一一号線に至り、同市道を南西進して市道T二三六号線に至り、同市道を南西進して市道二〇一九号線に至り、同市道を西進して一般県道金屋国分寺線に至り、同一般県道を南進して主要地方道津山柵原線に至り、同主要地方道を北西進して市道I〇四五号線に至り、同市道を北西進して主要地方道津山柵原線に至り、同主要地方道を北西進して一般国道五三号に至り、同一般国道を東進して一般県道上横野兼田線に至り、同一般県道を北東進して市道Q二一四号線に至り、同市道を北東進して一般国道五三号に至り、同一般国道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

一、〇七七ヘクタール

四 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

一 名称

岡山特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

岡山市北区建部町富沢地内において、主要地方道建部大井線と田地子川右岸の交点を起点として、同河川右岸を南東進して一般県道宮地鹿瀬線に至り、同一般県道を南進して市道建部町桜中田線に至り、同市道を南西進して市道建部町桜一号線に至り、同市道を北西進して主要地方道建部大井線に至り、同主要地方道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

八八ヘクタール

四 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器